

# 今般の東日本大震災等の復旧・復興における硬直的な予算要求・執行方式の是正に関する質問主意書

提出日 平成二十三年九月三十日

答弁書受領日 平成二十三年十月十一日

質問

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、これまで二度にわたる補正予算が編成され、今後も、補正予算及び本予算の編成が行われることとなるが、このような緊急時でありながらも、あまりにも硬直的な予算要求・執行方式に政府が固執しているとの指摘がある。

例えば、福島県では第三次補正予算で、「福島復興再生基金」の造成を希望しており、その中の一つの事業として、福島県立医大において「放射線医学県民健康管理センター整備」事業を要望している。当該事業予算は政府から県の一つの基金造成に充てられるにもかかわらず、その予算要求の窓口は、その「所掌事務」に応じて、本部・データセンター及び創薬・治験部門は経済産業省、早期診断部門（放射線関連を除く）は厚生労働省、放射線関連の診断部門及び教育・人材育成部門は文部科学省と、三つに分離されており、地元関係者は災害対応に追われているにもかかわらず、三つの省に要請・説明するという煩雑さを強いられている。

また、議員立法で成立した「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」の第十四条に基づく「原子力被害応急対策基金」についても、当時の野田財務大臣から七月二十五日の衆議院東日本大震災復興特別委員会では第二次補正予算の予備費や第三次補正予算で「適切に予算措置対応させていたきたい」との答弁がなされているにもかかわらず、財務省は縦割りによる硬直的な予算執行・要求を求めているため、いまだその実現が行われていない。

このような縦割りによる硬直的な方式は、予算要求時だけではなく、執行から会計検査に至るまで影響する問題であり、特に、災害復旧・復興のための基金事業など長期間の詳細な支出計画を、限られた期間で積み上げることが困難であり、予算計上後の柔軟な流用が求められる予算については大きな問題となる。通常の予算要求ではなく、災害復旧・復興という非常時においても硬直的な予算の要求・執行方式に固執している現政権の姿勢は、「政治主導ではなく、財務省主導」との批判が被災地からあがっている。

そこで、以下のとおり質問する。

政府回答

質問

一 「予備費は使途が明確となったものについてそれぞれの所管省庁の長の要請に基づき、財務大臣が閣議決定を求めるものであり、原子力応急対応として被災自治体が現場の判断で支出できるものとして特定の省庁の一括した要請に基づき、財務大臣が閣議決定を行うことはできない」という財務省から私が聞いた説明は、野田内閣の方針なのか。そうであるならば、七月二十五日の衆議院東日本大震災復興特別委員会における当時の野田財務大臣としての「基金の性格付けが決まるということになれば、（中略）復旧復興の予備費がございませう。あるいは、この後、本格的な三次補正の編成も入ります。それらを視野に入れながら、適切に予算措置対応させていただきたい」との答弁との関係如何。また、基金のどのような「性格付け」が決められれば、予備費での対応ができるのか、被災地に寄り添った立場で、野田内閣の見解を明らかにされたい。

二 基金の造成に関する予算要求は、各省（大臣）が設置法に基づく所掌事務の範囲で行うとされているが、設置法の範囲外の事項について予算要求は一切認められないのか。認められないとすれば、その根拠は何か。また、野田内閣には、一般の震災対策においてそのような現状を改善しようとする意思はあるのか。あるのであれば、その改善策の具体的内容を明らかにされたい。

政府回答

一及び二について

お尋ねの予備費の使用については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十五条第二項において、各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならずと規定されており、各府省は、それぞれの設置法に規定された所掌事務に基づき、使途・金額等の具体的な内容を確定した上で要求を行うことになる。

また、お尋ねの予算要求については、同法第十七条第二項において、内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に係る歳出等の見積に関する書類を作製し、これを財務大臣に送付しなければならずと規定されており、各府省は、これに従い要求を行うことになる。

東日本大震災に対処するための予算については、早期の復旧・復興を図るため、東日本大震災復旧・復興予備費や平成二十三年度第三次補正予算等により適切に対応していくことが必要であると考えており、御指摘の野田財務大臣（当時）の答弁もこの旨を述べたものである。

質問

三 内閣府設置法第四条第七号「災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（中略）に関する基本的な政策に関する事項」、同条第八号「前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項」及び同条第三項第十四の二号「原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること」に基づき、第一次補正予算及び第二次補正予算に計上された事業名及び予算額を全て明示されたい。「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に 関する法律」の第十四条に基づく「原子力被害応急対策基金」を法律に規定する一定の自由度を担保した形で、これらの所掌事務の範囲で予算要求できないのか。できないのならば、その理由を明らかにされたい。

四 九月二十八日付け福島民報に一面で、「原子力被害対策・県基金創設見送り」という見出しの下、野田内閣が第三次補正予算として「原子力被害応急対策基金」の計上を行わない方針を決定したとあり、「法制化されたのに貴重な財源が失われる」、「県民の苦しみを忘れたか」との地元の嘆きとともに、野田政権が、野党提出の法律に冷たく対応したこととを、「政争の具」と批判しているが、事実関係を明らかにされたい。また、本議員立法の発議者の一人として、自主避難者への支援、福島全県民が求めている「精神的損害」への対応、幅広い間接被害者への支援など、原子力損害紛争審査会の中間指針では対象となっていない（又はその適用が不明確な）事業であって、早期救済が必要なものとして被災自治体が応急対応しうる基金を、第三次補正予算に計上すべきと考えるが、被災地に寄り添った立場で、前記一の七月二十五日の国会答弁を行った野田内閣総理大臣（当時は財務大臣）の見解を明らかにされたい。

政府回答

三について  
御指摘の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第七号及び第八号並びに第三項第十四号の二の規定に基づき、平成二十三年度第一次補正予算及び第二次補正予算に計上された歳出の追加事項はない。  
また、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する原子力被害応急対策基金の財源に充てるために必要な資金を補助する事業については、内閣府設置法第四条第一項第七号及び第八号並びに第三項第十四号の二に規定する所掌事務の範囲外であり、これらの規定に基づいて同事業に係る予算を要求することはできないと認識している。

四について  
政府としては、現時点では、御指摘の原子力被害応急対策基金を設けるといふ具体的な計画は承知していないが、今後、地方公共団体から具体的な要望があった場合には必要な措置を検討してまいりたい。  
また、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成二十三年八月五日原子力損害賠償紛争審査会決定）において賠償すべき損害として示されていない損害については、地方公共団体の要望等も踏まえ、自主避難者への支援も含め、必要な措置を講じてまいりたい。

質問

五 複数の省庁が予算要求して造成された基金において、特定省庁が措置した資金を他の事業に使用することは可能か。不可能であるとすれば、その理由は何か。第二次補正予算に計上された原子力被災者・子ども健康基金及び一般的な基金を例にして示されたい。仮に、財務省を含む関連他省庁の同意が得られた場合は他の事業に使用することは可能か。不可能であるならば、法的措置を含めて、どのような対応をすれば可能となるのか明らかにされたい。

六 九月二十六日、国と沖縄県による沖縄政策協議会の部会を開き、より自由度の高い一括交付金の創設を柱とする「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」を提示した。どのような「所掌事務」を根拠に一括交付金を計上することとなるのか、その考え方を明らかにされたい。また、「より自由度の高い」一括交付金として、今まで予算計上された実績があれば、その事業名及び予算額を明らかにされたい。さらに、今般の東日本大震災及び原発事故の被害を受けた自治体に対しても同様に「より自由度の高い」一括交付金を交付すべきと考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

政府回答

五について  
お尋ねの「他の事業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、国の補助金等により造成される基金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十一条第一項の規定により、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に従い事業を行わなければならないこととされている。平成二十三年度第二次補正予算に計上された放射線量低減対策特別緊急事業費補助金及び原子力被災者健康確保・管理関連交付金により造成されるお尋ねの福島県原子力被災者・子ども健康基金については、当該補助金の交付要綱及び当該交付金の交付規則に定める対象事業の範囲内で事業を行うことが可能である。

六について  
平成二十四年度予算における沖縄振興のための一括交付金については、「平成二十四年度予算の概算要求組替え基準について」（平成二十三年九月二十日閣議決定）や同年度予算における地域自主戦略交付金の制度設計等を踏まえ、具体的な制度設計を含め、予算編成過程において検討することとしており、現時点において、お尋ねの「所掌事務」及び「より自由度の高い」一括交付金として、今まで予算計上された実績」についてお示しすることは困難である。  
また、東日本大震災からの復興のための交付金については、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成二十三年七月二十九日東日本大震災復興対策本部決定）において、使い勝手のよい自由度の高い交付金（以下「復興交付金」という。）を創設することとされており、現在、その具体化に向けた作業を行っているところである。

質問

七 今後、復興庁が設置されることとなるが、設置された場合、本意書において例示したような基金事業など、複数省庁に分散計上されている復旧・復興関連 予算を一括して移替え、その執行、会計検査など、ワンストップで行えるようにするとともに、基金予算の中の細分化した勘定も統合するなどして、被災地にとって使いやすい予算を実現すべきと考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

右質問する。

政府回答

七について  
復興庁（仮称）については、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災からの復興に関する施策に関し、既存省庁の枠組みを超えて地方公共団体のニーズにワンストップで対応できるようにするため、復興庁（仮称）を設置する」とされておき、これを踏まえ、現在、被災地からの提案や要望への一元的な対応、復興交付金に関する事務等を行う方向で具体的な検討を進めているところである。